



2018年10月19日

各 位

会 社 名 株式会社ツカモトコーポレーション  
代表者名 代表取締役社長 阿久津 和行  
(コード番号 8025 東証第一部)  
問合せ先 取締役本部担当 田中文人  
(TEL03-3279-1330)

### 公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社の子会社であるツカモトユーエス株式会社は、株式会社NTTドコモ様の発注するユニフォームに関して、公正取引委員会より2018年10月18日付開示の「独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令」を受けましたのでご報告申し上げます。

ツカモトユーエス株式会社は、公正取引委員会からの報告命令を受けて以来、調査に全面的に協力してまいりました。この度の命令を厳粛に受け止め、今後、より一層の内部統制・コンプライアンス体制の強化を図り、再発の防止に努めてまいります。株主の皆様やお取引様はじめ関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社は、ツカモトユーエス株式会社を受けたこの度の命令を厳粛に受け止め、真摯に対応していくとともに、今後も当社グループとしてコンプライアンス体制のより一層の強化を進め、信頼回復に努めてまいります。

#### 1. 排除措置命令の概要

ツカモトユーエス株式会社は、株式会社NTTドコモ様が発注するユニフォームの取引に関し、独占禁止法第7条第2項に基づく排除措置命令を受けました。違反行為を取り止めていることを確認し、今後、同様の行為が行われないよう取締役会において決議すること、自社の従業員に独占禁止法の遵守を周知徹底すること等を命じられました。

#### 2. 課徴金命令の概要

納付すべき課徴金の金額 211万円

納付期限 2019年5月20日

ツカモトユーエス株式会社は、課徴金減免制度の適用を申請した結果、同制度が適用され、課徴金額の50%の減額が認められております。

#### 3. 再発防止策の実行

独占禁止法遵守に関する内部統制やコンプライアンス強化等を実行し、内部通報制度、外部監査等を一層強化し、独占禁止法遵守に対する取り組みを更に高めていきます。取締役や全従業員に対して独占禁止法の認識を強化し、社内教育を実施し、再発防止に努めてまいります。

#### 4. 業績への影響

本件による当社連結業績への影響は軽微です。

以上